



住民監査請求書の提出について

浜松市監査委員は、令和2年9月24日付けで地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求書が2件提出されたことから、これを受理した。

【請求1】

1 請求人 スズキ㈱への補助金に反対する市民の会

2 請求人の主張する事実

本件住民監査請求では、令和2年4月8日のスズキ㈱及び㈱スズキ部品製造への補助金（浜松工場建設関連、計34億5,102万8,000円。以下「本件補助金1」という。）の交付、平成25年から平成31年にかけてのスズキ㈱への補助金（本社研究施設関連、計9億432万300円。以下「本件補助金2」という。）の交付について、次のとおり主張している。

(1) 本件補助金1について

ア 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第5条第5号キで補助金の交付要件として「申請時点においてコンプライアンス違反のないこと」を掲げているが、スズキ㈱は申請時点においてコンプライアンス違反が継続していた。

イ アにより、同要綱に反する本件補助金1の交付は、違法である。

ウ さらに、本件補助金1の交付は、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）、同法第232条の2（公益上の必要がある場合には、補助をすることができる）、地方財政法第4条第1項（目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならない）、浜松市補助金交付規則第3条第1項（補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない）の規定にも反し、違法である。

エ その他、本件補助金1の交付に至る過程において、同要綱で定められた補助額の上限を超える場合の市長特認の適用や事業期間延長申請の認定について、不適正な点がある。

(2) 本件補助金2について

ア 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第5条第5号キで補助金の交付要件として「申請時点においてコンプライアンス違反のないこと」を掲げているが、スズキ㈱はコンプライアンス違反の真っ只中であつた。

イ アにより、同要綱に反する本件補助金2の交付は、違法である。

3 請求人の請求する内容

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

(1) 本件補助金 1 について

市長に対し、スズキ㈱及び㈱スズキ部品製造に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じるよう勧告すること。

(2) 本件補助金 2 について

市長に対し、スズキ㈱に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じるよう勧告すること。

4 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、60 日以内に請求人への通知等を行う。

【請求 2】

1 請求人 A 氏 外 572 人

2 請求人の主張する事実

本件住民監査請求では、令和 2 年 4 月 8 日のスズキ㈱及び㈱スズキ部品製造への補助金（浜松工場建設関連、計 34 億 5,102 万 8,000 円。以下「本件補助金 1」という。）の交付、平成 25 年から平成 31 年にかけてスズキ㈱に交付した補助金（本社研究施設関連、計 9 億 432 万 300 円。以下「本件補助金 2」という。）の交付決定を取り消し、その返還を命じることを怠る事実及び本件補助金 2 の交付について、次のとおり主張している。

(1) 本件補助金 1 について

ア 浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 5 号キで補助金の交付要件として「申請時点においてコンプライアンス違反のないこと」を掲げているが、スズキ㈱には申請時点において重大なコンプライアンス違反が存在していた。

イ アにより、同要綱に反する本件補助金 1 の交付は、市長の裁量権の逸脱、濫用に該当し、ひいては地方自治法第 232 条の 2（公益上必要がある場合には、補助をすることができる）に反し、違法、不当である。

ウ さらに、本件補助金 1 の交付は、地方自治法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない）、地方財政法第 4 条第 1 項（目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならない）の規定にも反し、違法である。

(2) 本件補助金 2 について

ア 交付申請日にスズキ㈱に道路運送車両法違反の事実があるため、浜松市企業立地支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 5 号キの「申請時点においてコンプライアンス違反のないこと」の要件を満たしていない。

イ アのことから、同要綱に基づき、本件補助金 2 の交付決定を取り消し、その返

- 還を命じるべきであるのに、違法、不当にこれを怠っている。
- ウ また、アにより同要綱に反する本件補助金 2 の交付は、市長の裁量権の逸脱、濫用に該当し、ひいては地方自治法第 232 条の 2 に反し、違法、不当である。
- エ さらに、本件補助金 2 の交付は、地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項の規定にも反し、違法である。

3 請求人の請求する内容

本件住民監査請求では、監査委員に対して、次の措置を求めている。

(1) 本件補助金 1 について

市長に対し、個人としての鈴木康友氏に対して市が被った損害の賠償請求をすること、及びスズキ(株)及び(株)スズキ部品製造に対して不当利得の返還請求をする等、必要な措置を講じるよう勧告すること。

(2) 本件補助金 2 について

市長に対し、スズキ(株)に対する補助金の交付決定を取り消してその返還を命じる等、必要な措置を講じるよう勧告すること。

4 今後の予定

請求人の陳述、監査結果の決定を経て、60 日以内に請求人への通知等を行う。

住民監査請求とは

市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、又は違法若しくは不当に財産等の管理を怠る事実があると認めるときは、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することができる制度。